

木造住宅等の解体費 一部補助します！

横浜市住宅除却補助制度



補助対象建築物

- ① 平成12年（2000年）5月末日以前に新築の工事に着手した建築物^{※1}

※1 長屋、共同住宅の「空家」については裏面「C.特定空家」に該当する場合を除き補助対象外になります。

- ② 倒壊のおそれがあると判断されたもの

（判断方法については裏面「耐震性のチェック」をお読みください！）

対象者

対象建築物の所有者（法人を除く）

補助金額

昭和56年（1981年）5月末以前

一般・非課税世帯

上限

50万円

昭和56年（1981年）6月
～平成12年（2000年）5月末

一般世帯

上限

20万円

非課税世帯^{※2}

上限

40万円

その他、事業費限度額や建物の面積に応じた限度額等があります。

※2 所有者及びその世帯員全員が、過去2年間住民税が非課税である世帯。

受付期間

令和7年4月1日～令和7年12月26日

【お問い合わせ先】

横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25F

電話：045-671-2943 FAX:045-663-3255 Mail:kc-mokutai@city.yokohama.lg.jp

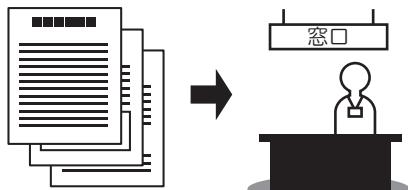
申請までの流れについては裏面をご確認ください。

工事開始までの3STEP

1 耐震性チェック



2 申請書を市に提出



郵送での提出も可能です。

3 工事に着手



補助申請を行う前に、以下A～Cのいずれかの方法で、
耐震性のチェックを行う必要があります。

適した方法を、以下のフローからご確認ください。



YES NO

対象外

NO

平成12年以前に建築された部分が1／2以上ありますか？

YES

木造ですか？

YES

NO

昭和56年5月末以前に建築された部分が
1／2以上ありますか？

YES

階数は2階建て以下ですか？

YES

構造は在来軸組工法ですか？

YES

NO

壁や基礎等（構造躯体）に
劣化がありますか？

NO

YES

対象外

A. 無料耐震診断

対象要件

耐震診断で上部構造評点1.0未満と判定される。

申込方法・申込先

- 申込書を郵送で提出 又は
- 電子申請システムで手続き

建築防災課

☎045-671-2943



横浜市 耐震診断申込 検索

B. 自自分で行う調査

対象要件

耐震診断調査票を用いた調査により「倒壊の危険性がある」と判定される。

申込方法・申込先

- 耐震診断調査票をホームページ又は窓口・郵送で入手し、調査実施

建築防災課

☎045-671-2943



横浜市 除却調査票 検索

C. 特定空家

倒壊等の危険がある空家（**特定空家**）に認定されると、補助対象になる可能性があります。

詳細は建築指導課にご相談ください。

対象要件

建築指導課に「特定空家」と認定される。

申込方法・申込先

- 建築指導課から事前相談票を入手し、提出

建築指導課

☎045-671-4539



横浜市 特定空家 検索